

平成 20 年 8 月吉日

燃料サーチャージ導入のお願い

時下、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 15 年までは 1ℓ 75～80 円程度で安定していた軽油価格は、原油価格高騰に伴い、平成 17 年には 100 円を超える状況となり、現時点でも価格上昇が沈静化する気配は全く見えておりません。

その中で、国土交通省におきましては、軽油価格の高騰に対処するため、トラック運送業に対する緊急措置として 3 月 14 日付で「トラック運送業における燃料サーチャージ 緊急ガイドライン(行政通達)」を発表し、行政主導による燃料サーチャージ制の導入が決定されました。

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇によるコストの増加分を別建て料金として設定する制度であり、基準燃料価格より現状の燃料価格が一定額を超え上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定または増額改定して適用する仕組みとなっております。

一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が鎮静化した場合はこれを廃止することになります。

弊社ではエコドライブ(経済走行)の励行や諸経費の削減など様々な自助努力を行って参りましたが、依然として歯止めのかからない燃料高騰は、もはや企業努力の限界を超え、弊社を含む輸送事業者の事業運営の根幹を揺るがす、非常に厳しい状況に至っております。

上記のとおり弊社といたしましては、最近の燃料調達コスト上昇分を燃料サーチャージとして別建て料金として届出し、燃料価格高騰に緊急に対応するため、平成 20 年 9 月 1 日から燃料サーチャージを導入いたしますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

サーチャージ導入についての注意事項

- ・ 消費税は別途収受となります。
- ・ サーチャージ料金は配達宛先までの距離と、商品の重量（才数）によって算出されます。
- ・ 中継地域などは距離が足されるので御注意願います。
- ・ ミニ便のサイズ（重量）は、必ず記入願います。
- ・ 当面の間、商品ご出荷前の運賃お見積りや、出荷済み運賃等の問い合わせは折り返しのFAXや電話での対応となる事をご了承下さい。
- ・ その他、貸切便、JITBOXチャーター便等にもサーチャージ料金が加算されます。

1・2・3月の平均価格が5・6・7月の運賃表に反映されます
4・5・6月の平均価格が8・9・10月の運賃表に反映されます
7・8・9月の平均価格が11・12・1月の運賃表に反映されます
10・11・12月の平均価格が2・3・4月の運賃表に反映されます

（石油情報センター店頭価格）

参考

- ・ 行政指導 国土交通省からトラック運送事業に対する緊急措置
- ・ 導入しない業者については、立ち入り検査を行い指導、従わない場合は業務改善命令として変更を命令する事がある。
- ・ 荷主に対する効力 燃料サーチャージ制を導入せず、貨物自動車運送事業法第26条の運賃・料金変更命令の発動基準に該当した場合は同条に基づき、燃料サーチャージ制の導入等を命令するが、それにもかかわらず、同命令を遵守しない場合は、同法第33条の規定により処分を受けることになる。さらに、それが荷主の指示により行われている場合は、同法第64条により国土交通大臣から当該荷主に対し再発防止のための勧告を行う（荷主勧告制度）が適応される。

〔トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインより〕